

徳島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更にについて、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
セントケア 四国株式会 社	香川県高松市中新 町一一一	セントケア徳島	徳島市山城西三丁目 四一一二	徳島市山城西三丁目 二〇	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護 居宅介護支援	令和六年十一月一日
同	同	セントケア訪問看護 ステーション徳 島	同	同	訪問看護 介護予防訪問看護	同